

愛知県基幹的広域防災拠点 PFI アドバイザリー業務に関する質問及び回答

令和4年1月31日現在

募集要項関係	
質問事項	回答
① 法務アドバイザーについて、同一法律事務所にも所属する弁護士であっても、担当弁護士の重複がなく（完全に分かれており）、かつ、所内で情報遮断措置が講じられていれば、募集要項「10 その他」の②及び⑤との関係を含めて、各コンソーシアム側で公募に参加することは可能という理解でよいか。	お見込みのとおりです。 募集要項「10 その他」の②及び⑤の内容は、元請け業者が提出するに当たっての注意事項を定めたものであるため、ご質問の状況を妨げる規定ではありません。

参加表明書及び技術提案書作成要領関係	
質問事項	回答
① 法務・財務・技術アドバイザーの業務実績の実績要件証明資料のうち、「元請け受注者または協力会社での法務、財務又は技術分野において業務に携わったことを確認できる書類」について、契約書等の既存の書類では当該アドバイザーの個人名を確認できない業務がある。その場合、法人代表者名義で該当業務にて関与した担当アドバイザーの個人名及び担当分野について記載し、押印した書類を提出するため、当該書類をもって証明資料とできるか。	可能です。 なお、質問で言及している書類とは別に、該当業務内容が確認できる資料（例：契約書、仕様書等）も必ず提出するようお願いします。